

第2章

計画の基本的な考え方

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策の今後の方向性と内容を明らかにして、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「新潟市男女共同参画推進条例」第10条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村の基本的な計画である「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を包含するものです。
- (3) 本計画は、「新・新潟市総合計画」の部門計画であり、「新潟市人権教育・啓発推進計画」、「新潟市次世代育成支援対策行動計画(すこやか未来アクションプラン)」、「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「新潟市教育ビジョン」、「新潟市生涯学習推進基本計画」など関連行政計画との整合性を図っています。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。

4 基本理念

本計画の基本理念は、「新潟市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく6項目とします。

【1】男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。

【2】 社会制度・慣行についての配慮

男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

【3】 政策や方針決定の場への男女共同参画

男女が、性別にかかわらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

【4】 家庭生活と社会生活との両立

男女が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、両立して行うことができるようにすること。

【5】 男女の健康と権利

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

【6】 国際協調

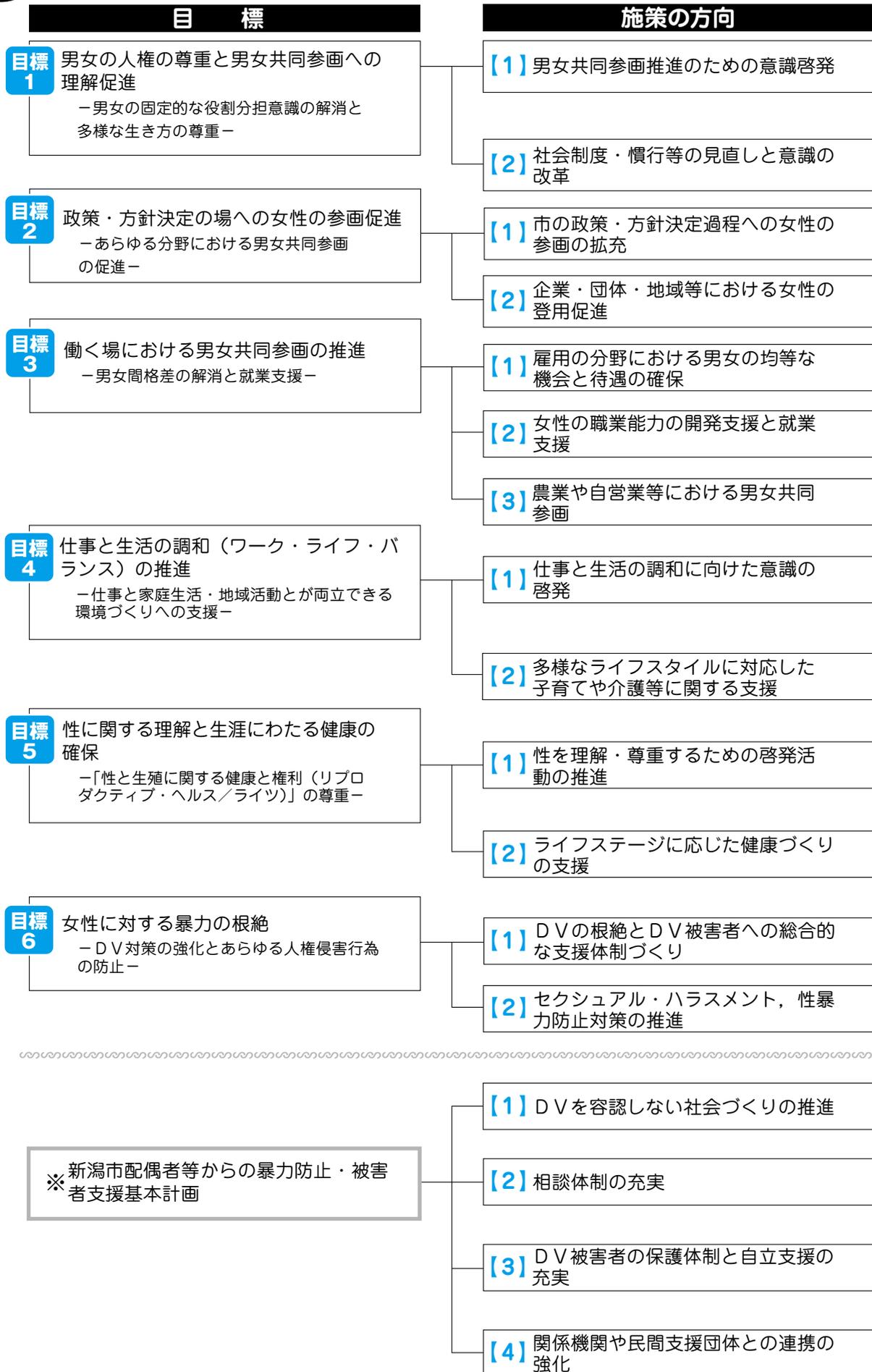
男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

5

計画の目標

本計画では、基本理念及び男女共同参画に関する本市の現状と課題を踏まえ、次の6つの目標を設定し、男女共同参画に関する施策を推進することとします。

目標1	男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進 －男女の固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の尊重－
目標2	政策・方針決定の場への女性の参画促進 －あらゆる分野における男女共同参画の促進－
目標3	働く場における男女共同参画の推進 －男女間格差の解消と就業支援－
目標4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 －仕事と家庭生活・地域活動とが両立できる環境づくりへの支援－
目標5	性に関する理解と生涯にわたる健康の確保 －「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の尊重－
目標6	女性に対する暴力の根絶 －DV対策の強化とあらゆる人権侵害行為の防止－



具体的取組

- ① 家庭・地域等への広報・啓発活動の推進
- ② 保育・学校教育における男女平等教育の推進
- ③ 職場における男女共同参画についての研修支援
- ④ 地域リーダーの育成
- ⑤ 国際理解に基づく男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供
- ② メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進

- ① 審議会委員等への女性の参画の拡充
- ② 市女性職員の管理職等への登用推進

- ① 企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発
- ② 女性のエンパワメントの推進

- ① 男女雇用機会均等法等関係法令や制度の周知
- ② 女性労働問題の解決への支援

- ① 女性の職業能力の開発機会の提供
- ② 再就職や起業の支援

- ① 経営参画のための学習機会の提供
- ② 労働環境の整備促進

- ① 働き方の見直しに関する啓発
- ② 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進
- ③ 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進

- ① 子育て支援策の充実
- ② 介護サービス基盤の整備・充実
- ③ 地域で支える環境づくり
- ④ ひとり親家庭への支援の充実

- ① 性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実
- ② 性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実

- ① 生涯にわたる健康づくりのための支援
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援
- ③ こころとからだの相談体制の充実
- ④ 性感染症等への対策

※新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

- ① セクシュアル・ハラスメントの防止
- ② 性暴力防止の啓発と安全な環境づくり

- ① DV防止の意識啓発の推進
- ② DV相談窓口の周知

- ① 安全に安心して相談できる体制づくり
- ② 相談従事者の研修の充実
- ③ 相談窓口等の連携強化

- ① 安全に配慮した保護体制の確立
- ② 総合的な相談支援体制の確立
- ③ 自立支援策の充実

- ① 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携
- ② 関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化
- ③ 計画推進のための体制づくり

第2章

計画の基本的な考え方